

滋教委高第 545 号
滋教委特支第 300 号
滋教委保第 256 号
令和3年(2021年)5月11日

県立学校長 様

県教育委員会事務局高校教育課長
県教育委員会事務局特別支援教育課長
県教育委員会事務局保健体育課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る県立学校の部活動について
(通知)

部活動については、令和3年4月23日付け、滋教委福第73号、滋教委高第497号、滋教委特支第261号、滋教委保第218号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る対応について」により、5月11日まで制限を設けたところですが、近隣府県を含む全国各地の緊急事態宣言の延長が決定され、県内における感染も継続して発生しています。こうした状況を踏まえ、運動部活動、文化部活動ともに、練習試合や発表会、他校との合同練習等について、下記の制限を5月31日まで延長します。

学校での感染拡大は生徒の教育活動に大きな影響を与えることになり、県内においても部活動に関連した感染が推定される場合も散見されることから、特に部活動については最大限に警戒度を高め、感染リスクの低減を徹底的に図りながら活動をしていただきますようお願いいたします。

なお、引き続き、部活動への参加については、保護者の理解を得たうえで、生徒に無理をさせることがないよう配慮するとともに、活動の必要性を改めて検討するなど適切な対応をお願いします。

記

- 1 緊急事態宣言(まん延防止等重点措置含)の対象区域に属する地域にある学校との練習試合や合同練習等は不可とする。
- 2 県内および緊急事態宣言(まん延防止等重点措置含)の対象区域以外の地域にある学校との練習試合や合同練習等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで可能とする。
- 3 合宿や泊を伴う活動は不可とする。
- 4 大会等への出場については、全国・近畿大会への県予選や高体連・高文連主催の公式試合のみ可能とする。

高校教育課	教育力向上係	岸村
特別支援教育課	教育指導係	嘉瀬
保健体育課	学校体育係	南・東谷